

**経済連携協定（EPA）/貿易自由協定（FTA）に対する
環境影響評価手法に関するガイドライン**

平成 16 年 3 月

環境と経済連携協定に関する懇談会

はじめに

貿易と環境の両者の立場を尊重しつつ、共存を図る道筋を見つけ、持続可能な発展を目指すことが重要な課題となっている。

世界貿易機関（WTO）では、1994年に「貿易と環境委員会（CTE）」を設置し、貿易と環境の課題の検討を行ってきた。平成13年11月のWTO第4回閣僚会議（カタル・ドーハ）においては、2005年までの交渉課題が盛り込まれたドーハアジェンダ（DDA）が採択され、その中に「貿易と環境」が新たに交渉課題として位置付けられた。また、2002年に開催されたヨハネスブルクサミットにおいては、貿易と環境の課題について、環境影響評価の取組を推進する必要性を盛り込んだ実施計画が採択された。

一方、諸外国・機関の状況を見ると、経済協力開発機構（OECD）や国連環境計画（UNEP）などの国際機関をはじめ、米国、カナダ、EU、ノルウェーなどの諸国において、貿易自由協定（FTA）に対する環境影響評価の制度化が図られている。

我が国を取り巻く状況を見ると、平成14年11月に日本・シンガポール新時代経済連携協定が、わが国にとって初めての二国間経済連携協定（EPA）として締結された。さらにメキシコ、ASEAN及び韓国とのEPAやFTAの交渉が開始又は準備されつつある。

このような状況を鑑み、日本としても貿易と環境の相互支持化を図る取組を積極的に推進していく必要性が高まっていることから、EPA/FTAの中に環境配慮を盛り込むとともに、EPA/FTA自体を環境に配慮したものとするための手法の検討を行う必要がある。

環境省では、平成12年度から13年度にかけて、海外の貿易自由化の環境影響評価の取組に関する調査を株式会社三菱総合研究所に委託し、実施してきた。これらの成果は「貿易自由化の環境影響評価に関する検討会報告書（平成14年11月）」にまとめられた。その後、平成14年度の検討では、日本がEPA/FTAを締結する際に適用される環境影響評価手法の検討を行うために、学識経験者を中心に構成する「環境と経済連携協定に関する懇談会（座長：山口光恒慶應義塾大学教授）」を委託先の株式会社三菱総合研究所サステナビリティ研究部に設置し、貿易と環境の相互支持性を高める具体的手法の検討、経済連携協定に伴う環境影響評価の手法のガイドラインの検討、ケーススタディの実施を主要課題として検討を行ってきた。ケーススタディについては、あくまでも仮想のケースとしてであるが、日本と韓国の間で仮にEPA/FTAが締結された場合を想定し、日韓EPA/FTAの環境影響評価に関するケーススタディを実施し、ガイドラインの適用可能性を検討した。

本ガイドラインは、これらの検討結果をとりまとめたものである。

平成16年3月
環境と経済連携協定に関する懇談会

環境と経済連携協定に関する懇談会委員（敬称略、50音順）

平成16年3月現在

< 懇談会委員 >

(座長) 山口 光恒 慶應義塾大学 教授
浦田秀次郎 早稲田大学 教授
大賀 圭治 東京大学 教授
加藤 峰夫 横浜国立大学 教授
藤野 純一 国立環境研究所 研究員
村瀬 信也 上智大学 教授
吉岡 完治 慶應義塾大学産業研究所 教授
和気 洋子 慶應義塾大学 教授
和田 喜彦 同志社大学 助教授

< 環境省 >

環境省地球環境局総務課

< 事務局 >

林 希一郎 株式会社三菱総合研究所サステナビリティ研究部 主任研究員
宮原 紀壽 株式会社三菱総合研究所サステナビリティ研究部 研究員

ケーススタディ WG メンバー（敬称略、50音順）

平成15年3月～平成16年3月

大賀 圭治 東京大学 教授
藤野 純一 国立環境研究所 研究員
和気 洋子 慶應義塾大学 教授
林 希一郎 三菱総合研究所 主任研究員

鄭 雨宗 慶應義塾大学 博士課程
竹中 直子 慶應義塾大学 博士課程
宮原 紀壽 三菱総合研究所 研究員

環境省地球環境局総務課

目次

第1章	本ガイドラインの基本的事項	1
1.1	本ガイドラインの目的と趣旨	1
1.2	貿易と環境を巡る課題	2
1.3	EPA/FTAの環境影響評価の背景	6
第2章	EPA/FTAの環境影響評価ガイドライン	21
2.1	EPA/FTAの環境影響評価の基本的考え方	21
2.2	スクリーニングの実施	26
2.3	スコーピングの実施	29
2.4	影響評価の実施	36
2.5	予防緩和措置の検討	40
2.6	総合評価	43
2.7	公衆関与の考え方	43
2.8	環境影響評価の審査	46
2.9	事後評価・フォローアップ	47
第3章	ケーススタディ（日韓を例として）	49
3.1	背景と影響評価実施の手順	49
3.2	スクリーニングの実施	52
3.3	スコーピングの実施	73
3.4	影響評価の実施	86
3.5	予防・緩和措置の検討	107
参考1	：EUにおける持続可能性評価の実施例（EU-チリSIA）	111
参考2	：米国-シンガポール貿易自由協定に関する環境影響評価の概要	117
参考3	：日韓FTAの経済・環境影響評価のためのモデルフレームワークと試算結果について	121
参考4	：国際産業連関による日韓自由貿易協定による環境負荷の分析	137
参考文献		143

第1章 本ガイドラインの基本的事項

1.1 本ガイドラインの目的と趣旨

1. 環境問題を解決していくためには、国内の環境政策の推進が重要であることは勿論であるが、環境問題が地球規模化している現在においては、途上国も含めた世界の全ての国が環境保全対策を行う必要がある。このため、貿易政策などを通じて間接的に、他国における環境保全を促したり、環境協力などとの組み合わせで他国における環境保全の強化を働きかけるなどの試みが、有効であると考えられる。
2. 現在進められている二国間又は多数国間の経済連携強化の取組は、相互の貿易の自由化のみならず、互いの国内制度の調和やそのための制度改革を目指す広範なものであり、これらを活用することで、より効果的に他国の環境対策を強化することが可能であると考えられる。
3. また、貿易・投資の自由化を含む経済連携協定(EPA)の締結にあたってはその協定がもたらす環境影響を事前に評価しておくことは重要であり、環境影響評価の試行の実施により手法の開発を行っていく必要がある。他国における環境対策の強化を促すためにも、適切な環境影響評価の実施が有効である。
4. そこで、本懇談会では、日本が他国と二国間または地域間貿易自由協定(FTA)または経済連携協定(EPA)を締結する際に適用される環境影響評価の手法に関するガイドラインをとりまとめた。

1.2 貿易と環境を巡る課題

1.2.1 貿易と環境の問題が注目されてきた背景

5. 地球環境問題をはじめとする様々な環境問題への対応が緊急の課題となっており、経済社会システムを環境の側面から見直す、また環境を経済社会システムに内生化する世界規模での対応が人類共通の課題となっている。一方、今日の経済システムの根幹をなす貿易は、経済の相互交流のもとで世界各国の発展をもたらしてきた。この貿易と環境の両者の立場を尊重しつつ、共存をはかる道筋を見つけ、持続可能な発展を目指すことが極めて重要な課題となっている。

6. 貿易と環境の問題が一躍注目を浴びたきっかけとして、1991年のキハダマグロ事件があげられる。同事件は、イルカの混獲率が高い漁法で漁獲したメキシコ産マグロに対して米国が輸入禁止措置を発動したものであるが、メキシコの提訴を受けて下された、米国の主張を退ける GATT パネルの判断に対して環境保護団体が強く反発し、貿易と環境の問題が政治問題にまで発展した。

7. その後、1992年に開催された地球サミットでは、「環境と開発に関するリオ宣言」及び「アジェンダ 21」などが採択され、貿易政策と環境政策を相互支持していくという方向性が国際的な共通認識として位置付けられた。特に 21 世紀に向けての人類の行動計画である「アジェンダ 21」では、第 2 章のプログラム B「貿易と環境の相互支援」として、自由貿易と環境保護とは相反するのではなく、相互支持的にできるという考え方が示された。

8. 一方、先進国で構成される OECD（経済協力開発機構）では、1991年、環境大臣会合による指示を受け、環境政策委員会と貿易委員会により「貿易と環境の合同専門家会合」を設立し、環境保護と自由貿易の相互支持化を達成する方策の検討を行っている。

9. また、1986年～1994年のウルグアイ・ラウンド交渉を経て、1995年に新しく設立された WTO（世界貿易機関）では、CTE（貿易と環境に関する委員会）を設置し貿易と環境に関する諸課題の検討を行っている。2001年 11月の第 4 回閣僚会議（ドーハ）で立ち上げられた WTO 新ラウンドでは、貿易と環境に関する交渉が行われることとなったが、2003年 9月にメキシコのカンクンで開催された WTO 閣僚会議において、途上国と先進国との対立から交渉が決裂したことから、WTO における貿易と環境の検討はあまり進んでいない。

10. 更に、2002年8月から9月にかけて開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）では、「貿易」が議論の焦点の一つとなり、成果として採択された「実施計画」で、貿易と環境、開発の相互支持化が確認される（パラ91）とともに、貿易と環境、開発の相互関係を明らかにするため、国家レベルの手法として環境影響評価の取組を推進することとされた（パラ91(d））。

11. このように、近年では、貿易と環境に関する課題は、世界の主要な課題の一つとして、様々な国際フォーラムで議論が行われるようになり、重要性が増してきている。

1.2.2 貿易と環境の関係

12. 貿易と環境に関わる諸問題を考えるときに、貿易が環境問題の根本的要因ではないことに留意する必要がある。一般的に、環境問題は市場の失敗及び政策介入の失敗に起因すると言われている。市場の失敗とは、市場が環境資源の価値の適正な評価と配分を行わない場合や、財とサービスの価格が環境費用を十分反映しない場合に生じる。市場の失敗は、「環境費用の外部化」、「生態系の不適切評価」、「不適切に定義された所有権」などの観点から論じられる。政策介入の失敗は、各種の政策の介入が市場の失敗を招いたり、解決できない場合に生じる（表1.1）。

表 1.1 市場の失敗

項目	内容
環境費用の外部化	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚染者が自らの活動に伴う環境費用を考慮に入れておらず、環境費用が財とサービスの価格に対して外部化されている。 ● ある活動の見かけ上の費用と真の総費用（環境費用を考慮した費用）との乖離は、きれいな空気や水の損失や環境資源の劣化という形で現れる。 ● 国内における環境費用の内部化が適切に行われない場合、酸性雨、河川汚濁、気候変動などの越境的・地球的な環境問題の悪化につながる可能性がある。
生態系の不適切評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 生態系から社会が引き出す経済価値（魚などの財及びレクリエーションに関連した直接利用価値、炭素固定、地下水涵養、生物多様性の維持といった機能的役割に関連した間接利用価値など）が適切に考慮に入られていない。 ● 環境劣化と資源の不適切配分の理由の1つは、地球の環境資源が経済全般に与える貢献を適切に評価できていないことである。
不適切に定義された所有権	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境資源の適切な所有権が欠けているため、環境財の供給を減少させる活動からその財を守るためのインセンティブが働かず、資源の乱開発や過剰消費をもたらす可能性がある。 ● 不適切に定義された環境資源の所有権は、越境的/地球的な生態学的問題の一因となり得る。国は、資源利用に関して、世界全体あるいは地球環境に対するコストと利益を無視した決定を行う可能性がある。

出典：OECD 編集/環境庁地球環境部監訳（1995）などをもとに作成

13. 貿易と環境の関係は複雑であり多岐にわたる。通常、「貿易自由化が環境に及ぼす影響」と、「環境政策が貿易に及ぼす影響」の2側面に分けて整理が行われる。

(1)貿易自由化が環境に及ぼす影響

14. 貿易自由化が環境に及ぼす影響にはプラスのものとマイナスのものがあり、OECD（1994）では次の4つの視点でこの問題を整理している。貿易は経済活動の規模の拡大と市場の成長を促し、環境保護のために必要な追加的な資金をもたらすものであるが、市場の失敗と政策介入の失敗が存在する場合には、時として、環境問題を悪化させる可能性もある（表 1.2）。

表 1.2 貿易自由化が環境に与える影響

項目	プラスの影響	マイナスの影響
生産物の移動に伴う影響	環境上健全な技術、サービス、財が国際的に普及するとともに、環境に対する負荷がより少ない原材料へのアクセスが増大する。	環境上、有害あるいは脆弱な財の移動のおそれや、環境上の事故や生態系の潜在的な劣化のおそれがある。
経済規模・市場が拡大することに伴う影響	経済成長を促し、環境問題に対処するために必要な資金が増大する。	経済活動の拡大と財の移動の拡大に伴う環境の外部性に起因する問題がある（環境容量・環境収容力を超える不適切な利用、貴重な天然資源の破壊、資源の枯渇の恐れ）。
国際的に生産・消費活動の位置と密度を変化させることに伴う影響	環境対応能力や国ごとに異なる条件に従って経済活動を配分することによる資源の有効利用が可能となる。	生産と消費の活動を不適切に配分する恐れがある（特定の製品の特定の場所における一層の特化、環境資源の特定の地域・層への集中の激化）。
環境政策・基準に対する影響	環境政策・基準の調和（プラスとマイナスの両面の影響）	

出典：OECD 編集/環境庁地球環境部監訳（1995）などを参考に作成

(2)環境政策が貿易に及ぼす影響

15. 環境政策を促進することで、環境対策に資する財の貿易が活発化するなど貿易にプラスの影響を及ぼす場合もある一方で、環境政策により講じられる何らかの措置が結果的に貿易を抑制する可能性もある。貿易に影響を及ぼす可能性が考えられる環境政策の例を以下に整理した（表 1.3）。

表 1.3 貿易に影響を及ぼす可能性のある環境政策の例

環境政策の種類と概要		貿易に及ぼす影響
直接規制的手法	社会全体として達成すべき一定の目標と最低限の遵守事項を示し、これを法令に基づく統制的手段を用いて達成しようとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 貿易を直接制限する措置はもとより、製品や生産工程に基準を設定することにより、間接的に貿易に制限が加えられる可能性がある。 ● 多国間環境協定の中には、環境目的の貿易制限措置が盛り込まれているものがある（ワシントン条約など）。 ● 国内に適用される措置の場合でも、例えば、製品に関する厳格な基準を設けることで他国の製品を排除する可能性がある場合は、結果的に貿易に影響が及ぶ可能性が懸念される。
枠組規制的手法	目標の提示、一定の手順・手続を踏むことなどの行為の枠組みを示し、その遵守を義務付けることにより、規制の目的を達成しようとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 直接貿易を規制する措置ではなくとも、貿易に際して事前に相手国の了解を得るなどの行為を義務づけることにより、間接的に貿易に影響が及ぶ可能性もある。 ● 例えば、遺伝子組換え生物の国際取引においては、バイオセーフティ議定書に基づき、事前に相手国の了解を得ることが義務付けられており、了解が得られなければ貿易を行うことができない。
経済的手法	税・課徴金あるいは補助金や排出量取引制度のように、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った行動を誘導することで政策目的を達成しようとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 炭素税や各種課徴金などが各国で国内措置として導入されているが、国により導入状況が異なるため、企業の国際競争力に影響が及ぶ可能性や、経済的負担を嫌う企業が生産拠点を途上国に移動させるといった影響が及ぶ可能性がある。
自主協定・自主的取組手法	事業者などが自らの行動に一定の目標を設け、政府と協定を結んだり、自主的に環境保全のための取組を行うもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 自主協定については、貿易に及ぼす影響が考慮された事例がある。EU と欧州自動車工業会（ACEA）が 1999 年に締結した乗用車 CO₂ 排出量に関する自主協定について、国際競争力への影響を懸念した政府・自動車業界が協力して日韓政府・業界に働きかけた結果、両国自動車工業会も同様の協定を欧州委員会と結ぶことに同意したものである。 ● なお、その他の自主的取組については、今のところ貿易に影響を及ぼす例は特に指摘されていないが、理論上は取組の内容次第で貿易に影響が及ぶ可能性がある。
情報的手法	事業活動や製品・サービス、環境負荷などに関する情報開示と提供を進めることで、消費者・投資家などの様々な利害関係者が環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価し選択できるようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境ラベルや遺伝子組換え表示などが該当し、各国において国内措置として導入されている。消費者の環境意識の高まりとともに、情報開示の重要性が高まっている。 ● これらの情報が消費者の購買行動に影響を及ぼすことにより、間接的に貿易に影響が及ぶ可能性がある。
手続的手法	意思決定過程の要所に環境配慮のための判断が行われる機会と環境配慮に際しての判断基準を手続的に組み込んでいくもの（環境影響評価制度など）。	（今のところ、手続的手法が貿易に影響を及ぼす例は特に指摘されていない）

出典：各種資料より作成

1.3 EPA/FTA の環境影響評価の背景

1.3.1 我が国を取り巻く貿易自由化の動き

16. 我が国初の経済連携協定（EPA）/貿易自由協定（FTA）が、2002年1月13日、シンガポールとの間で署名され、締結された。シンガポールとのEPAは、1999年12月、当時の小淵総理大臣とシンガポールのゴ・チョクトン首相が、日本とシンガポールの間で貿易自由協定を締結する準備をするために、両国間の産、官、学（産業界、行政府、学者）の専門家による検討会合を設立することを決めたことにより、その動きが具体化したものである。2000年9月に検討会から提出された報告書を受けて、2001年1月より両国の政府間交渉が開始され、約1年後に協定が締結された。

17. シンガポールは、日本の主要な貿易・投資相手国の一つであり、貿易自由化、市場経済体制など、経済運営における政策の基本を日本と共有しており、ASEANの加盟国である同国との関係強化は、日本の東南アジア諸国との関係を深化させる上で有意義であるため、我が国初のEPA/FTAの相手国になったと言われている。現在までのところ、政府レベルでEPA/FTAの締結に向けた検討が行われている、あるいは行うことが決まっている相手としては、メキシコ、ASEAN諸国及び韓国が挙げられる。

18. 2002年10月に外務省より公表された「日本のFTA戦略」では、貿易自由協定を推進する具体的メリット、貿易自由協定推進にあたり留意すべき点、目指すべき貿易自由協定の姿などについて整理を行うとともに、貿易自由協定の戦略的優先順位として、有力な交渉相手地域である東アジアの中でも、特に“韓国”及び“ASEAN”、NAFTA及びEUとのEPA/FTA締結により日本企業が相対的に高い関税を支払わされている“メキシコ”について、早急な対応が必要としている。

19. これらを受け、我が国においても、特にメキシコ、ASEAN諸国、韓国を対象とした二国間EPA/FTAの締結に向けた取り組みが活発化している。メキシコについては、2002年11月のAPEC首脳会合においてEPA交渉の開始が合意され、交渉が行われてきたが、農業分野などいくつかの懸案事項に関する日本政府とメキシコ政府の間での意見の相違により、2004年2月現在、EPA/FTAの締結には至っていないが、検討が継続的に勧められている。

20. EPA/FTAが近年、世界的に注目を集めている一つの要因として、WTOの交渉が停滞していることが挙げられる。WTOは参加国数が多く、合意に至るのが困難であるため、1999年のシアトル閣僚会議(米国)に続き2003年のカンクン閣僚会議(メキシコ)においても交渉が決裂し、交渉そのものが進展していない。一方で、グローバル化の流れは加速的に進む方向にあり、その一つの方策として二国間・地域間EPA/FTAが進展している。

1.3.2 WTO の動き

21. 1986年～1994年のウルグアイ・ラウンド交渉を経て、1995年に新しく設立されたWTO（世界貿易機関）では、WTO設立協定の前文において持続可能な開発や環境保護に言及しており、WTOのもとにCTE（貿易と環境に関する委員会）が設置されることとなった。CTEは1996年の第1回WTO閣僚会議で政策声明を発表し、現在、教育的プロセスのもとで10の課題に関する議論を行っている。

22. 1999年の米国・シアトルで開催された閣僚会議で決裂したWTO交渉であったが、2001年11月の第4回閣僚会議（ドーハ）ではWTO新ラウンドの立ち上げを謳ったドーハアジェンダが採択されるとともに、貿易と環境に関する課題が一部交渉課題として取上げられることとなった。2002年2月1日には第1回貿易交渉委員会（TNC）において、農業、サービス、非農産品市場アクセス、知的所有権（TRIPS）、ルール、紛争解決、貿易と環境の7つの交渉グループを設置することが合意された。

23. 貿易と環境については、2002年3月22日に第1回会合が開催され、第2回、第3回がそれぞれ6月、10月に開催された。交渉議題は、ドーハの閣僚宣言で述べられた以下の3つである（パラ31）。

BOX 1-1 ドーハアジェンダ（パラ31）

- ・ 既存のWTOルールと多国間環境協定（MEAs）が規定する具体的な貿易上の義務との関係。交渉の対象は、問題となる個別多国間環境協定（MEA）の当事国間での既存のWTOルールの適用可能性に限定される。交渉は、当該協定（MEA）の当事国ではない加盟国のWTO上の権利を予断するものではない。
- ・ 多国間環境協定（MEA）の事務局と関連するWTO委員会の間の定期的な情報交換の手続き及びオブザーバー資格の付与に関する基準
- ・ 環境関連の物品及びサービスについての関税及び非関税障壁の削減又は適切な場合には撤廃

24. また、パラ32には、本ラウンドでの交渉を行うべきか否かについて、閣僚会議（2003年9月）に報告すべき3つの議題が示されている。

BOX 1-2 ドーハアジェンダ（パラ32）

- ・ 特に開発途上国、その中でもとりわけ後発開発途上国との関係において環境措置が市場アクセスに与える影響、並びに、貿易制限及び貿易歪曲的措置の撤廃又は削減が貿易、環境及び開発に資する状況
- ・ 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の関連規定
- ・ 環境目的のラベリング要件
 - ・ ……。本委員会は、第5回閣僚会議に報告を行い、適切な場合には、交渉が望ましいかを含めた将来の行動に関する勧告を行う。 ……。

25. しかし、2003年9月に、メキシコのカンクンで開催されたWTO閣僚会議は、途上国と先進国との対立から交渉が決裂したことから、WTOにおける貿易と環境の検討はあまり進んでいない。

26. このような中、貿易と環境の相互支持化を実現する方策の重要性が増すとともに、EPA/FTAの中でも環境配慮が大きく取上げられるようになってきた。また、EPA/FTAの交渉過程を通じて、EPA/FTA締結に際して生じる環境影響を評価する取り組みが世界的に進みつつある。

1.3.3 既存EPA/FTAの中での環境配慮

(1) 日本・シンガポール新時代経済連携協定と各種EPA/FTAの環境配慮

27. 日本がEPA/FTAとして初めて締結した「日本・シンガポール新時代経済連携協定(JSEPA)」は、NAFTAやEU並みの先進的なEPA/FTAに属する協定であるとされている。今後、日本では、これをモデルにして、モノ・サービスの貿易、投資、競争、基準認証、ハーモナイゼーション、人の移動、紛争処理手続きなどを含む包括的な協定を優先度の高い国との間で目指す方向と考えられる。JSEPAは以下の内容を含む(表1.4)。

表 1.4 日本・シンガポール新時代経済連携協定の概要

		概要	対応章
協定の目的・効果	(1)目的	<ul style="list-style-type: none"> 両国間の国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報のより自由な移動を促進し、経済活動の連携を強化する = 「経済の国境」を引き下げる 貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成といった分野を含む包括的な二国間の経済連携を目指す 	第 1 章
	(2)効果	<ul style="list-style-type: none"> 両国の経済市場の緊密化が図られ、一層魅力的な市場が創出される 両国の経済が一層活性化され、双方の経済改革に刺激を与える 多角的貿易体制を補完・補強する 両国の政治外交関係を緊密化し、両国民の相互理解を一層促進する 	
物品の貿易の促進	(1)関税	両国間の貿易量の 98%以上に相当する品目の関税を撤廃（2000 年、金額ベース） <ul style="list-style-type: none"> 日本からシンガポールへの輸出にかかる関税は全て撤廃 シンガポールから日本への輸入も約 94%は関税率ゼロとなる 	第 2 章
	(2)原産地規制	第三国からの迂回輸入を防止する	第 3 章
	(3)税関手続	税関手続の簡素化、国際的調和のための協力	第 4 章
	(4)貿易取引文書の電子化	貿易取引文書の電子的処理を促進する	第 5 章
	(5)相互承認	輸入国において必要な電気通信機器及び電気製品に関する適合性評価手続を輸出国において実施することを可能にすることを通じ、貿易の円滑化を図る	第 6 章
人の移動の促進	(1)人の移動	商用目的の人々の移動の容易化、職業上の技能の相互承認（例）商用目的の人々の入国及び滞在を双方で容易なものにする技術者資格などの職業上の技能を相互に認める	第 9 章
	(2)人材養成	学生・教授・公務員などの交流を促進する	第 16 章
	(3)観光	双方の観光客の増大を促進する	第 20 章
	(4)科学技術	研究者などの交流を促進する	第 15 章
サービス貿易の促進	(1)サービス	両国間において、WTO での約束水準を越えた自由化を行う	第 7 章
資本・情報の移動の促進	(1)投資	投資家・投資財産の保護、投資に係る内国民待遇の原則供与、収用の際の補償の適正化、送金の自由 <ul style="list-style-type: none"> 両国の投資家が相互に投資を行いやすい環境を整備 	第 8 章
	(2)知的所有権	日本国特許庁における特許審査情報をシンガポール知的所有権庁に提出することでシンガポールでの特許付与手続を円滑化	第 10 章
	(3)金融サービスに関する協覧	両国及びアジアの金融資本市場の発展並びに市場インフラの整備の促進のための協力	第 13 章
	(4)情報通信技術	情報通信技術及び関連サービスの発展の促進（認証事業者の認定・承認手続の円滑化など）	第 14 章
	(5)貿易及び投資の促進	両国企業間の貿易及び投資の促進に関する協力（使節団派遣・セミナーの共同実施、第三国調査団の共同派遣、データベース共有など）	第 17 章
	(6)中小企業	両国の中小企業間の協力（ビジネス・サポート・センターの設立など）	第 18 章

注：ここに記載していないものとして、「第 11 章 政府調達」、「第 12 章 競争」、「第 19 章 放送」、「第 21 条 紛争の回避及び解決」、「第 22 章 最終規定」がある。

出典：外務省 web サイトをもとに作成

28. なお、他の代表的な EPA/FTA の内容を見ると、「環境」を独立して取り扱う以外にも、「一般例外」や「経済技術協力」の項において様々な環境関連規定が置かれていることが分かる（表 1.5）。

表 1.5 代表的な EPA/FTA の内容

	NAFTA（北米貿易自由協定）	EU - メキシコ	EU - チリ	米 - ヨルダン	日 - シンガポール
関税撤廃					
数量制限の禁止					
セーフガード措置					
反ダンピング・相殺関税					
原産地規制					
関税評価・税関手続き					
投資					
サービス					
基準・認証（MRA）					
衛生植物検疫					
政府調達					
知的所有権					
競争					
紛争解決					
国際収支条項					
一般例外					
経済技術協力					
合同委員会					
電子商取引					
人の移動					
環境					
労働					
エネルギー					

注：印は当該項目の中で環境に関する記載があることを示す。

出典：日本機械輸出組合「主要な貿易自由協定の現状と法的分析」、外務省資料などをもとに作成

29. 次に、NAFTA、EU - メキシコ、EU - チリ、米 - ヨルダン、日 - シンガポールの 5 協定における環境関連規定について整理した。5 協定における環境関連規定を簡単に整理すると、その要点は以下のようにまとめられる。

表 1.6 既存 EPA/FTA の環境配慮の取り扱い

	目的の一つに環境保護や持続可能な開発の推進を位置付け	一般的例外における環境措置への言及	環境問題を取り扱う組織の設置	国際的な環境義務との関係に関する言及	環境技術協力に関する規定	環境基準・規制の緩和の抑制
NAFTA			1		1	1
EU・メキシコ	2	2			2	
EU・チリ						
米・ヨルダン			3		3	
日・シンガポール						

：協定本文に規定あり

：補完協定などの協定附属文書やその他の関連協定に規定あり

目的の一つに環境保護や持続可能な開発の推進を位置付けている。いくつかの協定において、その前文や目的規定において環境保護や持続可能な開発の推進が位置付けられている。

一般的例外において環境措置へ言及している。商品の自由移動、サービス貿易、政府調達などについて規定している章の例外規定として、GATT 第 20 条と同様の規定を盛り込んだり、「環境の保全のために適当な措置を制限するものではない」といった規定が置かれたりしている。なお、NAFTA 及び米国 - ヨルダン貿易自由協定では、単に GATT 第 20 条と同様の規定を盛り込むだけでなく、GATT 第 20 条についての解釈に関し両国間で合意する内容も含まれている。

環境問題を取り扱う組織を設置している。NAFTA では、環境協力に関する補完協定 (NAAEC) に基づき、環境協力に関する北米評議会 (NACEC) が設置された。また、米国 - ヨルダン貿易自由協定では、環境技術協力及び選ばれた環境技術協力プログラムに関する共同宣言に基づき、環境技術協力に関する合同フォーラムが設置されている。

国際的な環境義務との関係に言及している。NAFTA では、NAFTA 規定と環境保全条約における貿易義務との間で不一致が生じた場合の取り扱いについて規定している。加盟国が課せられている義務と同等で効果的、合理的な他の手段を選択できる場合は、その不一致が最も小さい代替手段をとるべきとされている。

環境技術協力に関する規定がある。EU - メキシコ貿易自由協定 (ただし、EU - メキシコ経済パートナーシップ及び政治協議を確立する協定) 及び EU - チリ貿易自由協定では、経済協力に関するタイトルの中で、環境協力に関する規定

¹ ただし、補完協定。

² ただし、EU・メキシコ経済パートナーシップ及び政治協議を確立する協定 (いわゆるグローバル協定)。

³ ただし、共同宣言。

が置かれている。また、NAFTA 及び米国 - ヨルダン貿易自由協定では、それぞれ補完協定あるいは共同宣言において、環境技術協力に関する規定が位置付けられている。

環境基準・規制の緩和の抑制。NAFTA では、人間・動物・植物の生命や健康の保護の目的で、国際標準よりも厳しい措置を採用・維持・適用することを認める規定、及び、投資促進のためとして健康、安全及び環境に関する措置を緩和するのは不相当とする規定が置かれている。また、NAFTA の補完協定である環境協力に関する補完協定（NAAEC）と米国 - ヨルダン貿易自由協定では、高い水準の環境保護を規定し、効果的に執行する義務を確認している（貿易を奨励する手段として自国の環境法及び規制を緩和しないことの確認）。加えて、NAAEC では、環境措置を効果的に執行する義務について、他の当事国が当該当事国に対して質す権利を確認していることが特徴的である。

30. また、OECD の貿易委員会では、世界各地で締結された地域・二国間 EPA/FTA の中での環境配慮の取り組みについて、各協定の条項における取り扱いの状況を分析した報告書（OECD、2002）を作成している。そのポイントを次表に整理した。

表 1.7 貿易協定の中での環境配慮の取り組み

協定の名前	環境保護やSDの推進が目的として位置付けられているか?	Y: 環境措置に関する一般的な例外条項の記載があるか?	環境を扱う組織を設置するか?	RTAと国際的な環境義務との関係に関する記載はあるか?	環境に関する技術協力の提供に関する記載はあるか?	RTAが環境基準・規制の緩和を抑制することを意図しているか?
	多くのRTAsは環境保護、枯渇性・再生不可能資源の保全、持続可能な開発(SD)の推進を一般的な記述として含む。例えば、一般的な例外条項の中で。	多くのRTAsではGATT第20条に類似の一般的な例外規定を設けている。	環境問題を検討するための常設作業部会や委員会を設置しているRTAsもある。		多くのRTAsや補充協定では環境に関する技術協力に関する規定を含み、OECD諸国が途上国と締結する2国間FTAの場合には、能力開発として含まれる。	幾つかのRTAsはSPS協定やTBT協定の内容と同様な条項を含む。
WTO協定	Y:	Y:	Y:	N:	Y:	N:
AFTA ASEAN自由貿易地域	Y ⁽¹⁾ :	Y:	Y:	N:	Y:	N:
APEC アジア太平洋経済協力会議	Y:	N:	Y: 環境問題を取り扱う閣僚会議(1994年以来)の設置、経済リーダー会議の協議事項に環境の位置付け(1993年以来)などが行われている。その他多くの作業部会や委員会で環境課題を取り扱う。独立した環境作業部会は無し。	N:	Y: APECにおける技術協力は政府、地方公共団体、民間セクターに対するものも含む、様々なプロジェクトが実施されている。	N:
CCFTA(CCAEC) カナダ-チリ自由貿易協定 (カナダ-チリ環境協力協定)	Y: CCFTAとCCRFTAは、ほとんど同一の記述が使われている。	Y: GATT第20条(1994GATT第20条で参照されている手段は人間、動物、植物の生命や健康の保護に必要な環境措置を含み、当該第20条は生物または非生物の枯渇性資源の保全に関連する措置も含む)を明示的に参照。	(Y): 単独の事務局を有せず、各国に個別に設置される事務局のサポートによるカナダ-チリ環境協力委員会を作った。	(Y): 環境や保全に関する条約との関係に触れている。	(Y): チリに対する多くのサポート、キャンパシービルディング、協力(特に環境規制、環境認証、貿易の環境影響評価の遵守や強制力の確保に関連する項目)が提供されている。	(Y): 基準が弱められることを抑制するのみならず、国内環境法の執行力に関する記述を含む。環境法の執行力に関して、CCAECおよびNAAECでは金銭的執行アセスメントを継続的に環境法の執行が上手くいっていない場合の処罰として行われるが、NAAECのみ貿易制裁(罰金の支払いが行われない場合)を認めている。CCAECとNAAECの違いの2番目の点は、CCAECではチリに環境法の実施スケジュールの決定を任せている。
CCRFTA(CCRAC) カナダ-コスタリカ自由貿易協定 (カナダ-コスタリカ環境協力協定)	Y: CCFTAとCCRFTAは、ほとんど同一の記述が使われている。	Y: GATT第20条(1994GATT第20条で参照されている手段は人間、動物、植物の生命や健康の保護に必要な環境措置を含み、当該第20条は生物または非生物の枯渇性資源の保全に関連する措置も含む)を明示的に参照。	N: 2国間委員会及び紛争処理システムは設置していない。	(Y): 環境や保全に関する条約との関係に触れている。	(Y): CCFTAと同様なキャンパシービルディングが提供される。	(Y): 基準が弱められることを抑制するのみならず、国内環境法の執行力に関する記述を含む。CCEAECでは、貿易貿易制裁や罰金に関する規定は無い。むしろ、強制力は純粋に国内問題であり、CCEAECでは加盟国に環境法の執行力を付与する規定は無い。
CIFTA カナダ-イスラエル自由貿易協定	N:	Y: GATT第20条(1994GATT第20条で参照されている手段は人間、動物、植物の生命や健康の保護に必要な環境措置を含み、当該第20条は生物または非生物の枯渇性資源の保全に関連する措置も含む)を明示的に参照。	N:	N:	N:	N:
COMESA 東南部アフリカ共同市場	Y:	N:	Y: 自然資源と環境に関する技術委員会を含む、多数の技術委員会を設置している。	N:	Y: 自然資源、環境や野生生物の管理に関する協力が規定(第16章)。同協定では、加盟国が国際環境や保全に関する条約に同意することを約束するものとしている。	N:
EEA 欧州経済領域	Y:	Y:	Y:	N:	Y:	Y:
EU-Mexico FTA ⁽²⁾ EU-メキシコ自由貿易協定	{Y ⁽³⁾ }:	Y:	N:	N:	{Y ⁽³⁾ }:	N:
EFTA 欧州自由貿易連合	Y: 「持続可能な開発(SD)の目的を達成するために貿易と環境の相互指示の必要性」を加盟国に認めることを確認している。	Y: 輸出入量規制やそれらと同等の効果を有する貿易措置は、人間、動物、植物や環境の健全性や生命の保護に必要な措置を行うことを妨げるものではないが、それらの措置は恣意的な差別や偽装的貿易措置をもたらすものではない(第13条)。サービスにおける投資や貿易に関する例外規定が第27条、33条に規定されている。仮に、経済、社会、環境面での困難に直面した際には一方的で適切な措置をとることを同協定では加盟国に認めている(第40条)。しかし、この条項は、量規制にのみ適用され、GATT第20条より適用範囲が狭いものとなっている。	N:	N:	N:	Y: SPSに関するEFTA条約ではWTOのSPS協定とその環境に関する規定を適用することを求めている。

JSEPA 日本-シンガポール 新時代経済連携協定	N:	Y:	N:	N:	Y: 同協定はライフ科学や環境を含む科学技術分野の協力(第15章)がある。具体的には、情報やデータの交換、共同セミナー、ワークショップ、会議、科学者・技術者・専門家の交換、共同プロジェクトとプログラムの実施。	N:
MERCOSUR 南米南部共同市場	Y: 経済発展と社会的正義の実現を基本的な目標と掲げている一方、それらの目標は資源の最適な使用と環境の保護によって達成されなければならないと指摘している。	N:	Y: MERCOSUR協定の前文では環境の記述が少ないが、Grupo Mercado Comun, Consejo de Mercado Comunなどの決定において、殺虫剤、エネルギー政策、有害物質の輸送等に関連する課題がある。加盟国の環境相は1992年に非公式作業部会の結果としてこの分野の協力の基礎を築いた。この部会は環境政策に関する基本的ガイドラインを出した。	N:	Y:	N:
NAFTA(NAAEC) 北米自由貿易協定 (環境協力に関する北米協定)	Y: 当該協定の前文では、当該協定の最終目的は環境保護と保全に矛盾しないものとされ、持続可能な発展の推進、開発の促進、環境法規制の強化などに関する内容を含む。また、1972年の人間環境会議(ストックホルム)、1992年の環境サミットのリオ宣言などの内容も再確認している。	Y: GATT第20条(1994GATT第20条で参照されている手段は人間・動物・植物の生命や健康の保護に必要な環境措置を含む。当該第20条は生物または非生物の枯損性資源の保全に関連する措置も内容を含む。また、1972年の人間環境会議(ストックホルム)、1992年の環境サミットのリオ宣言などの内容も再確認している。	Y ⁽⁴⁾ : NAAECの下に設置されたNACEC(North American Commission for Environmental Cooperation)は、評議会、事務局、公共の共同諮問委員会から構成される。評議会の役割は、議論の場の提供、協定の実施状況の監督、勧告の作成、環境課題に関する協力の促進などである。事務局は、法の執行に關係の無い環境課題に関する公表報告書の作成を行う。	Y: NAFTAの規定と環境の保全に関する条約の中の貿易義務との間で不整合がある場合は、加盟国は、NAFTAの規定との不整合を最小限にした代替案を選択する。	Y ⁽⁴⁾ : NAAECの下に設置されたNACECの非常に多くの部分が協力に関する作業に向けられている。	Y ⁽⁴⁾ : NAFTA第7章では、加盟国は、人間・動物・植物の生命や健康の保護に必要な衛生植物検疫措置(国際標準・ガイドライン、勧告より厳しいものを含む)を採用する。人間・動物・植物の生命健康の保護において、各加盟国は適切と考えられる保護のレベルを作成する。乱用を避けるため、加盟国は類似品に対する恣意的・非公正な区別を設けてはならない。採用される措置は、科学的根拠に基づいたものでなければならず、またリスクアセスメントを実施しなければならず、適切な保護のレベルの達成の必要な範囲でのみ適用可能で、加えて貿易を偽装的に制限するものであってはならない。リスクアセスメントの実施に当たっては、科学的根拠に基づくとともに、生態系や他の環境状況を含む多様な要因を考慮するものとする。植物衛生防疫の基本としては、国際標準を使用する。しかし、国際標準より厳しい措置を採用・維持・適用することを妨げるものではない。NAFTA第9章では、第7章以外の基準関連の措置に関して定めている。この中で、GATTのTBT協定、他国際条約(環境や保全に関する協定)に基づく基準関連防疫措置に関連する既存の権利や義務を確認している。国際標準に関する条項は、第7章と同様なものである。また、NAACE第3条には、環境措置に関連する義務についての記述がある。NAACE第14条によれば、NGOや個人からの(加盟国が環境法の執行を効果的に行っていないと)提案が同条項の基準を満たす場合は考慮しなければならない。仮にある加盟国が効果的な環境法の執行に失敗している場合に、国家間の紛争処理手続きが適用される。
NZ-Singapore CEP ニュージーランド-シンガポール 経済緊密化協定	N:	N:	N:	N:	N:	N:
SADC, Protocol on trade 南部アフリカ開発共同体 貿易協定書	Y ⁽⁵⁾ : 調印国に対して「自然資源の持続可能な利用と効果的な環境保護の実現」を求めている。	Y:	(Y):	N:	(Y): 野生生物の保全と法の強制力に関する議定書を採用した。	Y: 加盟国が他RTAや国際標準に沿った環境基準などを作成することを奨励している一方、これらは安全性や人間・動物・植物の生命や健康、及び環境...などのレベルを下げることなく行われなければならないと、されている。
US-Jordan FTA 米-ヨルダン自由貿易協定	Y:	Y: GATT第20条(1994GATT第20条で参照されている手段は人間・動物・植物の生命や健康の保護に必要な環境措置を含む。当該第20条は生物または非生物の枯損性資源の保全に関連する措置も含む)を明示的に参照。	Y ⁽⁶⁾ :	N:	Y ⁽⁶⁾ : 環境に関する技術協力、例えば、人的・制度的能力やヨルダンの水管理や自然資源管理に関する改善に焦点を当てている。	Y: 貿易を促進するために国内環境法が弱められることを抑制する記述がある。国内環境法の執行力に関する記述を含む。貿易促進を目的とする国内環境法の緩和が不適切であるとの記述を設けている。

出所: OECD(2002) The relationship between regional trade agreements and the multilateral trading system. OECD Working Party of the Trade Committee, TD/TC/WP(2002)26/Final をもとに作成

注: 表中「Y」は該当する規定があることを、「N」はないことを示す。また、()は、各協定とは別の環境協定において規定されていることを示す。

- (1) ASEANの環境に関するマニラ宣言等
- (2) EU・メキシコ合同理事会の決定2/2000
- (3) EU・メキシコ経済パートナーシップ及び政治協議を確立する協定(いわゆるグローバル協定)
- (4) 環境協力に関する北米協定(NAAEC)
- (5) SADC条約・決定
- (6) 米国・ヨルダン環境技術協力及び選ばれた環境技術協力プログラムに関する共同宣言

BOX 1-3 NAFTA と環境

1992年12月に米・加・墨の北米3カ国による北米貿易自由協定（NAFTA）が調印、1994年1月に発効した。本協定は、今後10から15年かけて当該地域の関税や非関税障壁を削減・撤廃することをめざしたものである。本協定の目的は、締約国間において「世界貿易の調和的な発展と拡大に貢献」し、貿易の歪みのない安全な市場を創設するための枠組を創設することであり、当該事項は協定前文で明記されている。本協定の交渉過程の主要なポイントを下記に示した。

- 1983年 : ラパス協定（米墨国境地域の環境協力）を締結
- 1990年6月：米墨貿易自由協定交渉開始に合意
- 1990年10月：米墨国境環境協力の必要性について合意
- 1991年1月：加も交渉参加を表明
- 1991年6月：3国間のNAFTA交渉開始
- 1992年8月：NAFTA交渉終了
- 1992年9月：米加墨の北米環境委員会の設置に合意
- 1992年12月：NAFTA署名
- 1993年3月：環境及び労働に関する補完協定の交渉開始
- 1993年6月：ワシントンDC連邦地方裁判所でNAFTAへの環境影響評価の必要性を判決
- 1993年9月：連邦高裁が原判決を破棄
- 1993年9月：環境、労働に関する補完協定が締結
- 1994年1月：NAFTA発効

同協定の前文には、「上記の事項を環境の保護と保全と合致するよう留意し、公共の福祉を守るためのおおのの柔軟性を確保し、恒常的な発展を推進し、環境法・規則の展開と実行を強化」するための配慮が規定されており、同協定は環境法制や環境基準の履行確保の補償という課題に正面から取り組んだ史上初の国際協定であるといわれている。こうした目的の下、NAFTAにはいくつかの「緑の規定（Green Provision）」といわれる規定が組み込まれることとなった。

本協定は、先進国と途上国間で締結されたはじめての貿易自由協定であり、特に環境と労働に関して補完協定が締結された点に特徴がある。環境関連規定がNAFTAに盛り込まれることとなった背景としては、これまでの貿易・投資の自由化と環境保護分野における交渉で注目された、先進国と途上国の既存の規制基準（環境法制や環境基準）の格差に関する問題が存在していた。

米国がNAFTA締結にあたり大きな懸念事項となったのは概ね以下のような意見と考えられている。

- 環境基準の相違が非関税障壁となって貿易を阻害する可能性を持つため、環境基準の調和と、必要以上に厳格な環境基準が国内産業の隠れ蓑として用いられないよう、基準が科学的根拠に基づく必要最小限のものとするべし（貿易自由化推進の立場）
- 環境基準や環境法制の履行確保の緩やかなメキシコに製造拠点が移ることで国際競争力に影響が出る可能性がある。これにより、米国の雇用が悪化する懸念があるため、メキシコが環境基準を引き上げるべきとする主張（労働組合からの意見）
- 通商自由化の発展により国際的環境基準より厳格な米国の連邦又は州の環境基準が引き下げられる可能性を警戒。また国際環境協定の義務履行のための貿易制限措置が通商自由化の例外として承認されることの確認を求めた（環境保護団体の意見）

環境法制の履行確保の実現を主張する環境保護団体などの意見を踏まえ、3カ国政府はNAFTAの再交渉には応じなかったが、協定の環境関連規定の実施を監視する新たな機関（Trilateral Environmental Commission）の設置方針を打ち出した。また、1992年は大統領選挙の年であり、NAFTAが大きな争点となった。米国大統領選挙運動においてクリントン候補は環境と労働に関する補完協定の締結をNAFTAを支持する条件として示し、政権発足後に補完協定が成立した。

NAFTA交渉において、環境問題が注目を集めた理由は、当時の環境基準の緩やかな途上国において起こされた深刻な事故に起因すると言われている。例えば、メキシコに投資・設立された工場が米国にまで及ぶ環境汚染をもたらしたマキラドーラ（Maquiladora）事件がある。1960年代に、メキシコ北部の米国国境地域に創設された半自由貿易プログラム（進出した企業は外国から無税で輸入した物品を加工しあるいは組み立てて製品を完成し、当該製品を無税で輸出できる）であるマキラドーラは、税制などの制度面での優遇策により米国などから多くの製造業の誘致に成功し急速な工業化に伴い大気、水質、土壌、産業廃棄物などの環境問題が極めて深刻となっていた。環境規制・基準の法制度や運用が乏しいメキシコからの汚染が越境し、メキシコ国境近辺の米国へ、影響を及ぼしており、NAFTAの発効に伴い、メキシコへの工場移転や投資の増加により国境地域の工場の増加、環境の悪化が懸念された。

出典：中川(1997)他より作成

BOX 1-4 NAFTA の投資条項と環境保護

NAFTA 第 11 章投資条項との関連で、投資と環境保護に関する多くの訴訟が提起されている。

例えば、Metalclad Corp. v. United Mexican States (The Decision of the NAFTA Arbitration Panel) 事件は、本事例は米国企業とメキシコ政府との事例であり、メキシコ政府による外国企業の恣意的取り扱いにより消滅した利益に対し、賠償命令 (\$ 16.7 million) がなされたケースである。メキシコに設置してあった米国企業メタルクラッド社の廃棄物処理・埋立施設が地元当局によって閉鎖されたことを受けて、同社が第 11 章の仲裁を請求した。メキシコのポトシでは、1990 年にメキシコ政府当局の許可を受けメキシコ国民により設立、後に COTERIN という企業によって運営された廃棄物の暫定保管施設が存在した。1993 年に米国企業メルカトラッド社は、当該施設運営権を 6 ヶ月間購入し、埋立を計画した。しかし当該自治体は有害物質の埋立計画の危険性を指摘し、許可を取り消した。その後ポトシ州知事による停止命令が出された後、同社は当該計画を停止した。メルカトラッド社は、連邦政府、州、地元政府の本行為は当該施設の認可に際して透明性の要件を欠きまた NAFTA 第 105 条に規定される公正な扱いに違反すること、本件の閉鎖が第 1110 条の収用行為に該当することの点で NAFTA 条約に違反すると主張した。本件は NAFTA 第 11 章違反の結果として海外からの投資に賠償命令が下された初の事例である。仲裁裁判所は、本件におけるメキシコ政府に対する責任を認め、メキシコ政府の同社に対する扱いは透明性を欠き、公正かつ平等な扱いを行っていないことなどから国際法に違反していると認定した。

第 2 の事例として、カナダ・S.D. Myers (Ethyl Corporation v. Canada) 事件がある。本事例は、アメリカに本拠を置く米国私企業(ないし同企業に対する投資家、S.D. Myers)とカナダ政府との間の収用行為の合法性に関する事件である。メイヤーズは、カナダにて廃棄物処理の事業を行っており、廃棄物を米国国内に輸送しリサイクルする構想を立てていた。同氏はカナダ政府と提携し、技術提携を含む出資を行いつつ事業を展開していたが、カナダ政府は対象有害廃棄物 (PCBs) の環境上の理由により、米国への輸出を禁止 (後に撤回) した。メイヤーズは、カナダ政府の行為は NAFTA 第 11 章に違反するものであるとして、仲裁裁判所に請求を行った。判決ではメイヤーズの主張が有効であるものとされ、賠償を支払われるべきであるとされた。NAFTA 関連規定の解釈に関して、まず裁判所は、第 11 章が次の原則に従って解釈されるべきであるとした。すなわち、当事国は高い環境保護レベルを設定する権利を有していること、そうした措置を環境の偽装された制限となるように利用してはならないこと、環境保護と経済発展は相互補完関係にあるべきこと、の三点を示したのである。加えて、裁判所はこれらの原則の解釈として、可能である最も最低限の規制措置 (the least trade-restrictive measures possible) をとる義務を各国が負うものであるとした。

上記以外にも MMT という有害なガソリン添加剤をカナダに輸出していたアメリカのメチル社と MMT 輸入禁止措置を定めたカナダ連邦政府との紛争パネルでの係争事件など、NAFTA 第 11 章を取り巻く紛争事例は多い。

焦点になっているのは、NAFTA 第 11 章の投資家保護の規定により、政府や地方政府が行う政策措置 (環境政策を含む) が、撤回せざるを得ない場合が発生している点である。

出典: Hufbauer, G.C., Esty, D.C., Orejas, D. Rubio, L. and Schott, J. (2000) 他より作成

1.3.4 諸外国で FTA の環境影響評価の動き

31. 既に OECD や UNEP などの国際機関や米国、カナダ、EU などにおいて、貿易自由化の環境面からの評価手法の開発がなされ、環境影響評価が実施されるようになっている。

32. 貿易自由化の環境影響評価を制度として導入し、実施している国は、米国とカナダである。米国では 1999 年の大統領令 13141 「貿易協定の環境レビュー」により、カナダでは、1999 年の「政策、計画及びプログラムの提案の環境影響評価に関する閣議命令」により、国が行う WTO などの包括的多国間貿易協定や 2 国間や多国間の貿易自由協定に環境影響評価を行うことが義務付けられた。

33. EU や UNEP においては、環境だけでなく、社会、経済面への影響を統合的に評価する持続可能性影響評価⁴の手法の開発が行われ、持続可能性評価が実施されている。また OECD においては、貿易自由化の環境影響評価の枠組みの開発が行われてきた。近年の諸外国などで実施された環境影響評価の取組みを以下に整理した（表 1.8）。

表 1.8 近年の諸外国・機関の動き

	最近の主な取組（実績及び予定）
米国	制度：大統領令 13141「貿易協定の環境レビュー」 <ul style="list-style-type: none"> ● 米国 - ヨルダンの FTA に関する環境影響評価(2000) ● 米国 - チリ FTA に関する環境影響評価(2001) ● 米国 - シンガポールに関する環境影響評価(2002)
カナダ	制度：政策、計画及びプログラムの提案の環境影響評価に関する閣議指令 <ul style="list-style-type: none"> ● WTO 交渉に資する戦略的環境影響評価(2002)
EU	制度：持続可能性影響評価(SIA) <ul style="list-style-type: none"> ● WTO 交渉に資する持続可能性影響評価（SIA）の手法開発フェーズ 3 調査（2001-2005） ● EU - チリ FTA に関する持続可能性影響評価（SIA）(2003) ● WTO 交渉の食料穀物に対するパイロット研究（2001-2002） ● EU-チリ/MERCOSUR の SIA(2002 - 2005 ; EU-チリは 2002 年 10 月に終了) ● EU-ACP（African, Caribbean and Pacific States）（2002-2006） ● EU-GCC（Gulf Cooperation Council（湾岸協力会議）(2002-2005)
OECD	貿易自由化の環境影響評価のためのチェックリストの作成（2002） サービス貿易自由化の環境影響評価に関する手法の検討（2002）

出典：各種資料より作成

34. 特に、EU と米国について、次の BOX に各制度の手続きの事例を示した。EU では、貿易政策を環境及び社会的側面から持続可能にすることを目的として、持続可能性影響評価（SIA）手法を導入している。現在では、WTO 交渉課題をはじめ、EU が交渉中の地域間 FTA への適用が行われている。例えば、チリ、MERCOSUR、ACP（African, Caribbean and Pacific States）、GCC（湾岸協力会議）などの国/地域と EU が締結する FTA に対する SIA の適用が行われている。EU-チリ FTA は、SIA を適用したはじめての事例である。EU-チリ SIA は 2002 年 3 月に開始され、2002 年 10 月に最終報告書が公表された。一方、1999 年 11 月、米国では、主な EPA/FTA の潜在的環境影響を評価し、文書化することを求める「大統領令 13141 貿易協定に関する環境レビュー」及びそのガイドラインが導入された。大統領令 13141 の目的は、EPA/FTA に伴う予測可能な環境影響に関する情報を政策意思決定者に伝えることを意図したものである。米国では、大統領令 13141 に基づき、ヨルダン、チリ、シンガポールなどとの EPA/FTA に対する環境影響評価が既に行われている。

⁴ EU においては、持続可能性影響評価（Sustainability Impact Assessment :SIA）、UNEP においては、統合的アセスメント（Integrated Assessment）という表現で使われている。

BOX 1-5 EU - チリ SIA の手続きの事例

EU-チリ SIA で適用された 4 つのステージは以下のとおりである。

<ステージ 1 >

SIA で用いる複数のシナリオを設定し、貿易交渉に伴う潜在的影響の検討を行う段階である。本ステージでは、EPA/FTA の規定内容の検討を行い、ベースラインシナリオ（EPA/FTA が無い場合）や EPA/FTA 締結シナリオ（EPA/FTA 締結）を作成する。

<ステージ 2 >

スコーピング及びスクリーニング段階である。スクリーニングの目的は、詳細分析が必要な分野を特定することである。この段階では、ベースシナリオ及び EPA/FTA シナリオに活用可能なマクロ経済的データや分野別のモデルによる予測結果、既存の SIA 報告書の結果を活用することが想定されている。EU - チリ SIA では、応用一般均衡モデルである GTAP⁵ を活用し、FTA に伴う世界の経済活動へのインパクトを把握する初期的な検討をこの段階で実施している。分析の基本的な視点は、先ず貿易措置の変更による経済へのインパクトを把握し、次にそれが社会・環境へ及ぼす影響を把握する因果関係分析を用いる。例えば、関税率の低下という貿易措置の変更により、国内製品の価格が低下し、国内市場の拡大がもたらされる。これは、輸入の増加をもたらす、輸入増加に伴う社会や環境への影響が発生する可能性がある。スクリーニングの判断基準は 4 つである。この 4 つのクライテリアのうち、一つにでも合致する部門や活動は詳細な分析が必要な分野として抽出される。主要生産物と雇用への影響に関連するスクリーニング（経済的な持続可能性を考慮した上で十分大きい経済変化を抽出）、部門構造や関係の変化に関連するスクリーニング（生産構造の変化の中で社会的・環境的な持続可能性の側面から見て考慮すべきものを抽出）、環境影響を直接もたらす可能性がある生産の成長に関するスクリーニング、既存の経済分析をより補強すべき分野のスクリーニング、に基づき抽出される。続いて、上記で抽出された各セクターや分野について詳細な影響評価を行う。影響は、協定のもたらすチリへの影響と協定がもたらす EU への影響の双方が分析対象とされる。

<ステージ 3 >

分析結果を統合し、持続可能性に関連するインパクトを評価する影響評価段階である。本ステージでは、これまでの分析結果を統合し、持続可能性の視点からのインパクトを評価する段階である。持続可能性影響指標は、経済面（所得、純資本形成、雇用、消費者影響）、社会面（貧困、健康と教育）、環境面（環境質、生物多様性、その他自然資源ストック）などが指標として想定されている。EU - チリ SIA におけるチリに対する持続可能性への影響では、例えば、経済面での評価として、需要の増大や経済の再構築（チリが相対的に優位な立場にある加工食品、農業、木材、パルプ・紙、化学）により、協定は基本的にはチリの経済発展を後押しし、また経済成長をもたらす。しかし、相対的に弱い産業（自動車、鉄鋼、その他機械）分野では、雇用が失われる可能性がある。EU への影響は非常に広く浅くにわたるものである。雇用と賃金の側面では、雇用増と価格下落による相対的な賃金増加の効果がチリと EU の双方にもたらされる。

<ステージ 4 >

緩和措置の検討を行う段階である。

出典：PLANISTAT-LUXEMBOURG and CESO-CI(2002)

⁵ GTAP モデルは、米国パデュー大学が中心に国際貿易が世界各国に与える影響を評価することを目的に設立された世界貿易分析センターにより開発が行われた応用一般均衡モデルである。

BOX 1-6 米国 - シンガポール環境レビューの手続きの事例

米 シンガポール FTA では、シンガポールの環境状況のレビューを踏まえ、環境項目の範囲の絞り込み（スコーピング）を行い、次いで同 FTA がもたらすシンガポールや米国への経済影響や、それに伴う環境影響の把握を行っている。その後、分野別の課題、規制的課題などの評価を実施している。

スコーピング段階では、パブリックコメントやアドバイザー委員会によるコメントが重要と位置づけられている。これにより、米 シンガポール FTA の締結により、環境にセンシティブな貿易（例、絶滅危惧種）に対する懸念、CITES（ワシントン条約）やモントリオール議定書などの規定との兼ね合いなどの点が指摘された。

スコーピングプロセスの一貫として、経済に起因する環境インパクト、規制的インパクト、地球規模や越境的インパクトなどの分析の範囲が検討された。この段階で、潜在的な経済効果を数量モデルに基づく推計が活用された。世界の生産・貿易に関するミシガンモデル⁶及び一般均衡モデルの活用により、FTA 締結に伴う経済効果や雇用への影響が評価された。

この結果、影響が懸念される部門別の課題として、絶滅危惧種の貿易、その他の環境にこの結果、影響が懸念される部門別の課題として、絶滅危惧種の貿易、その他の環境にセンシティブな貿易（オゾン層破壊物質、違法伐採木材、鑑賞魚）、環境技術などが取り上げられ、詳細に分析された。

加えて、規制に関わる課題について、関税や輸出入に関わる事項に関する執行や情報交換、投資に関する取り扱い、サービスに関して FTA の中での規定事項を検討し、米国の環境法や規制との関係を検討している。

出典: Executive Office of the President of the United States(2002)

⁶ Drusilla Brown, Alan Deardorff, and Robert Stern(2001)“Multilateral, Regional, and Bilateral Trade-Policy Options for the United States and Japan,” University of Michigan School of Public Policy Discussion Paper No. 469.

